

沙流川平取地区水害タイムライン検討会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する『沙流川平取地区水害タイムライン検討会』（以下「平取地区 TL 検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 平取地区 TL 検討会は、次の各号の事項について所掌とする。

- 2 平取地区 TL 検討会参加機関を対象とした平取地区における風水害に備えた『タイムライン（事前防災行動計画）』の検討。
- 3 その他必要な事項

(組織構成)

第3条 平取地区 TL 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 平取地区 TL 検討会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 3 平取地区 TL 検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 4 平取地区 TL 検討会は、座長及び副座長を置くものとする。
- 5 座長は、会務を総括し、平取地区 TL 検討会を代表する。
- 6 副座長は、座長が不在のとき、または事故があるとき、座長の職務を代理する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 平取地区 TL 検討会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WG の設置にあたっては、WG の検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

(会議の招集等)

第5条 平取地区 TL 検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議において傍聴者等が会議の進行を妨げるような言動をした場合には、座長の判断により退席を命じることができる。
- 3 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、北海道開発局室蘭開発建設部ホームページに公開するものとする。

(検討会の任期)

第7条 任期は、平取地区 TL 検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、北海道開発局室蘭開発建設部治水課におく。

- 2 事務局は、会議の運営に関するその他事務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、平取地区 TL 検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成28年1月29日から施行する。

沙流川平取地区水害タイムライン検討会 組織

座長	松尾 一郎	CeMI 環境・防災研究所 副所長
副座長	藤間 聡	環境防災研究機構北海道 代表理事
アドバイザー	黒木 幹男	環境防災研究機構北海道 専務理事
アドバイザー	志田 昌之	気象予報士（元旭川地方気象台長）

参加機関

組 織	部署・役職等
平取町	町長、副町長、まちづくり課、町民課、保健福祉課、産業課、建設水道課、生涯学習課、病院事務長
平取町自治振興会	会長
平取消防団	消防団長
日高西部消防組合	消防本部、消防署平取支署
札幌方面門別警察署	警備係、平取駐在所
平取町社会福祉協議会	
平取町民生委員児童委員協議会	
平取町国民健康保険病院	
道南バス株式会社	平取営業所
沙流土地改良区	
平取建設協会	
北海道電力株式会社	日高水力センター、富川営業所
東日本電信電話株式会社	北海道事業部北海道災害対策室、苫小牧支店
北海道日高振興局	地域政策部
北海道胆振総合振興局	室蘭建設管理部、門別出張所静内総合治水事務所
国土交通省北海道開発局 室蘭開発建設部	治水課、防災対策官、公物管理課、苫小牧河川事務所、二風谷ダム管理所、沙流川ダム建設事業所、道路整備保全課、道路防災推進官
気象庁室蘭地方気象台	
林野庁北海道森林管理局 日高北部森林管理署	
陸上自衛隊	東千歳駐屯地第7特科連隊

事務局

- ・ 北海道開発局室蘭開発建設部
- ・ 室蘭地方気象台
- ・ 平取町